建設業における
社会保険未加入対策について

平成29年1月30日

近畿地方整備局　建政部　建設産業第一課

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

○　建設投資額はピーク時の４年度：約84兆円から22年度：約41兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、28年度は約52兆円となる見通し（ピーク時から約38％減）。
○　建設業者数（27年度末）は約47万業者で、ピーク時（11年度末）から約22％減。
○　建設業就業者数（27年平均）は500万人で、ピーク時（9年平均）から約27％減。

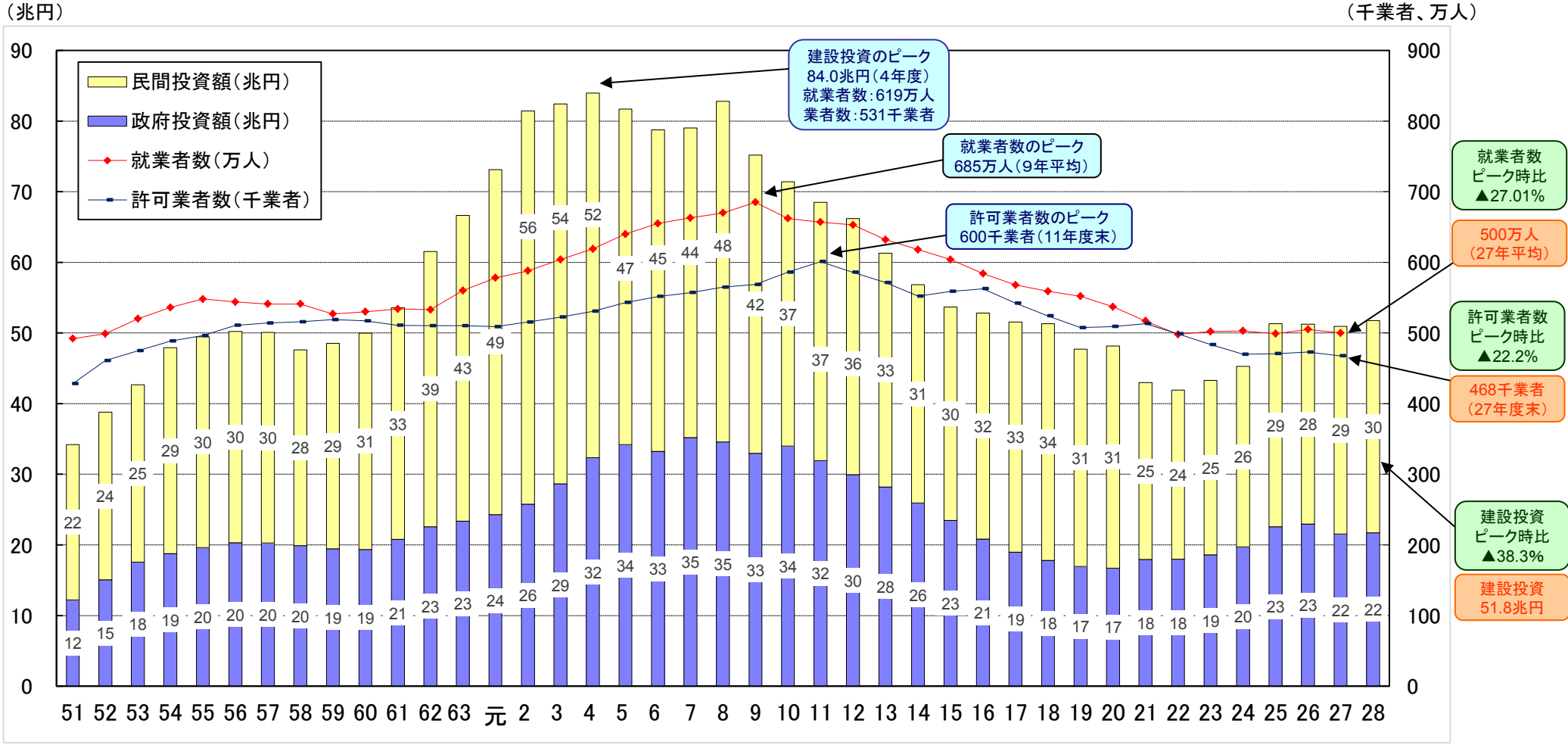

注1　投資額については平成25年度まで実績、26年度・27年度は見込み、28年度は見通し
注2　許可業者数は各年度末（翌年3月末）の値
注3　就業者数は年平均。平成23年は、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

建設業就業者の現状

技能労働者等の推移

○建設業就業者：685万人（H9） → 498万人（H22） → 500万人（H27）
○技術者　　：41万人（H9） → 31万人（H22） → 32万人（H27）
○技能労働者：455万人（H9） → 331万人（H22） → 331万人（H27）

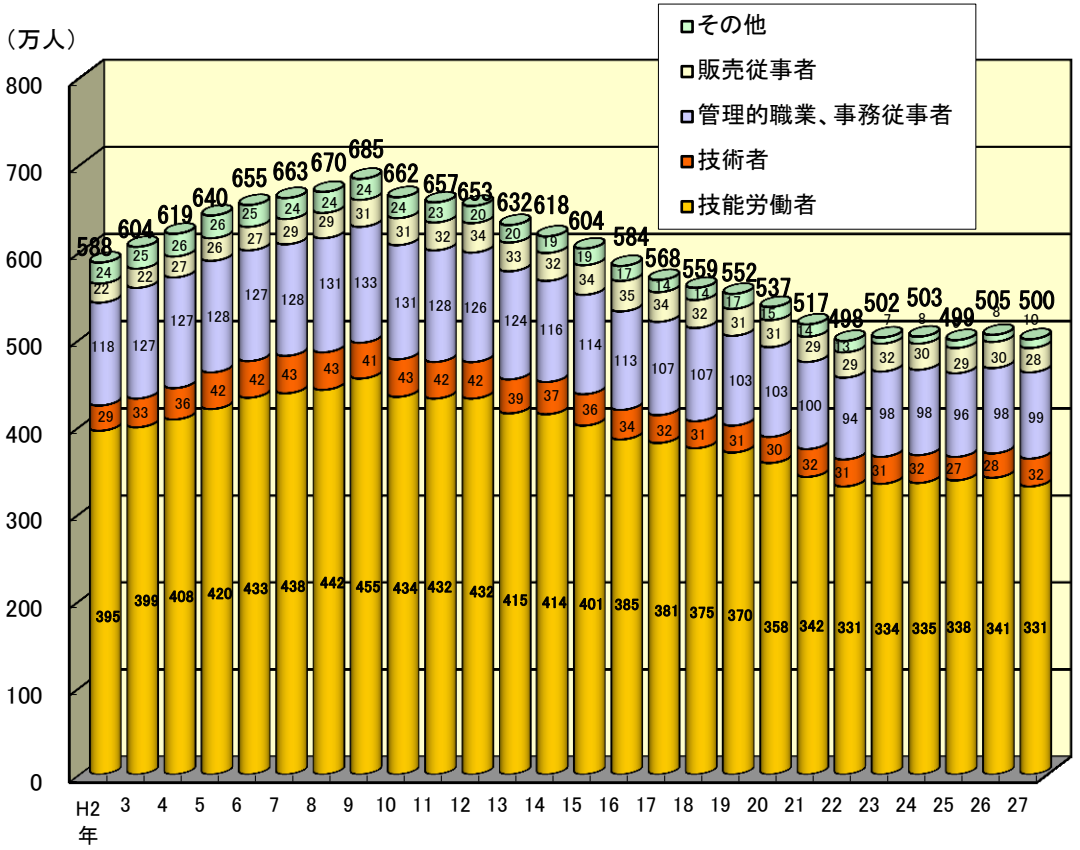

出典：総務省「労働力調査」（暦年平均）を基に国土交通省で算出
（※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値。）

建設業就業者の高齢化の進行

○　建設業就業者は、55歳以上が約34%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成26年と比較して55歳以上が約4万人減少、29歳以下は同程度（平成27年）

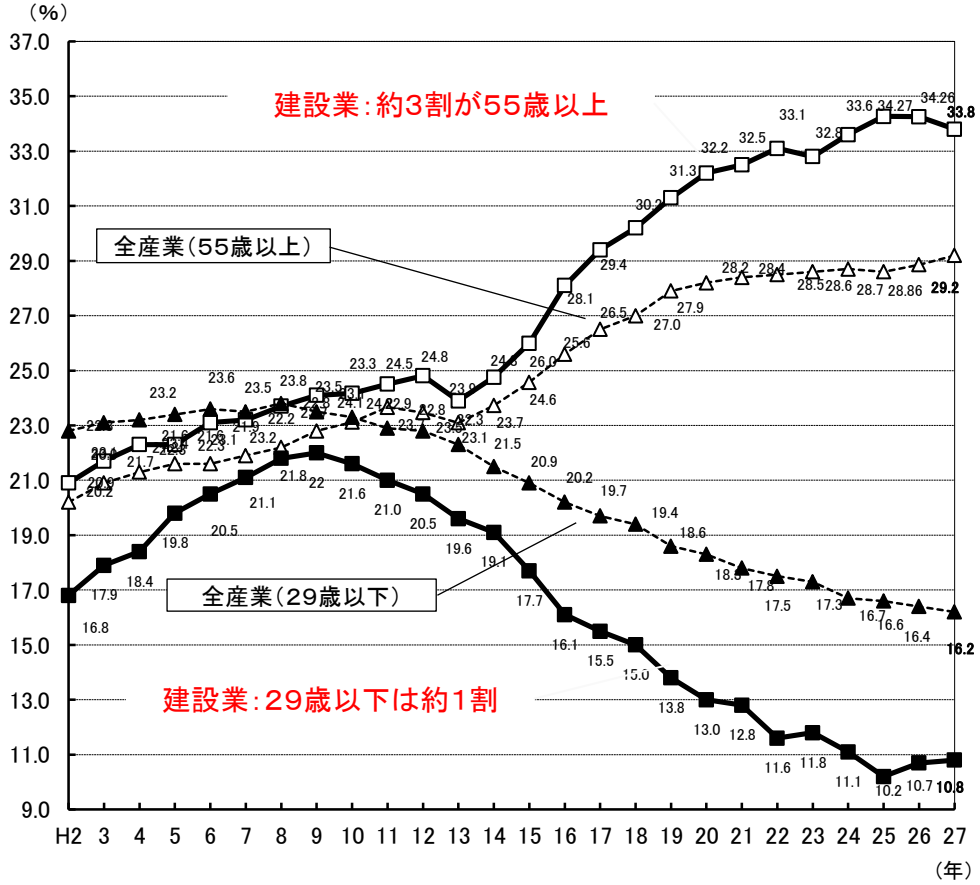

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

年齢階層別の建設技能労働者数

技能労働者の3割を占める高齢者の大半は、10年後には引退の可能性

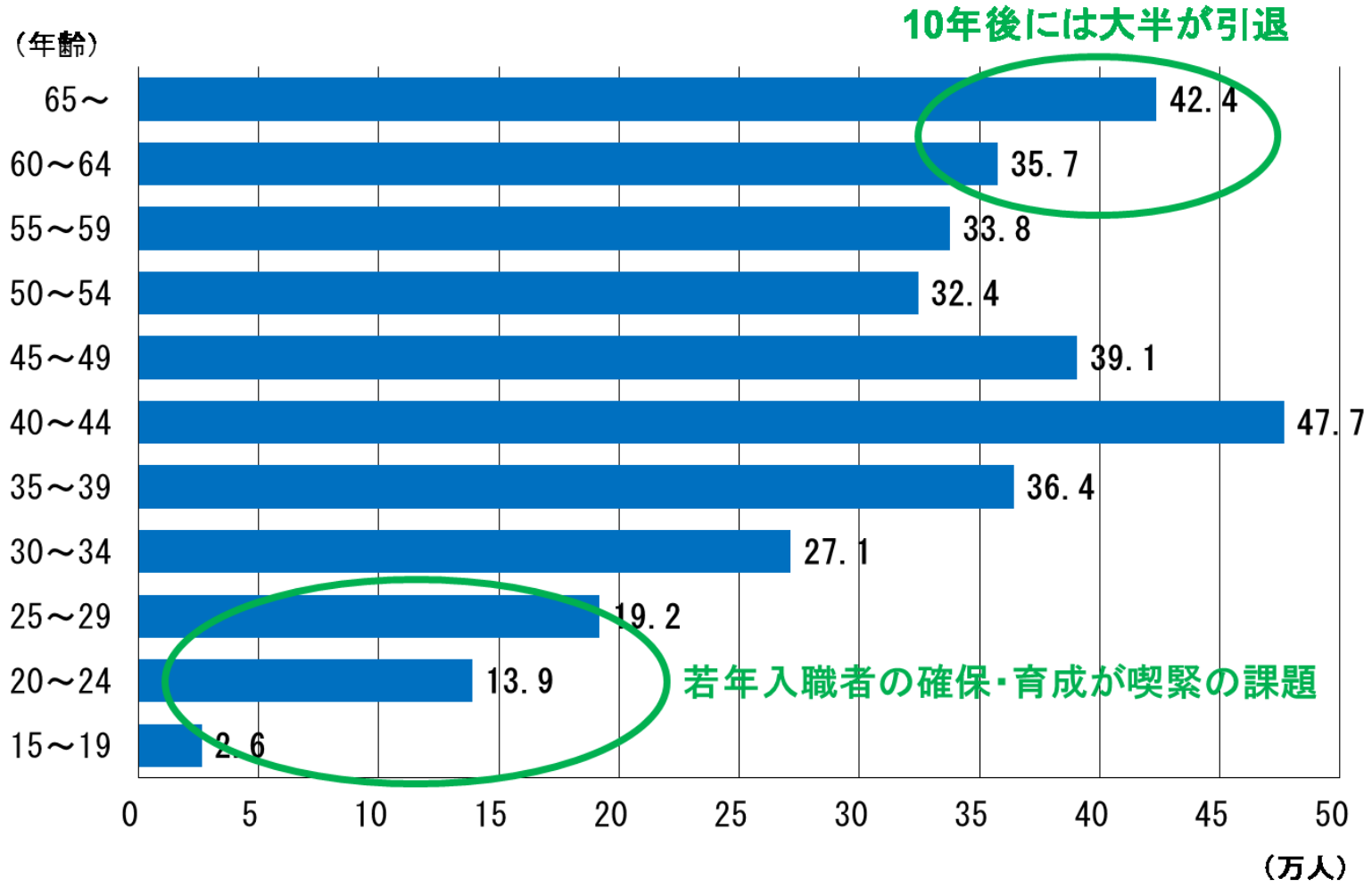

出所：総務省「労働力調査」

建設業就業者数の将来推計（日建連・長期ビジョン（2015年3月公表））

○　**将来の技能労働者数は**、日本建設業連合会の推計によれば、建設投資が同規模で推移するとの見通しを踏まえ、生産性向上による35万人の省人化を前提に、**2025年度において293～315万人が必要**（2014年は341万人）

○　今後、技能労働者は団塊世代の大量離職等により約130万人が減少すると見込まれるため、**90万人の新規入職者（うち20万人は女性）を確保**することが必要

○　このため、若者にとって魅力ある建設業を目指し、処遇改善を中心として担い手確保・育成対策の更なる強化を図るとともに、新技術・新工法の活用、人材の効率的な活用等、建設生産システムの生産性の向上を図り、**官民一体となって将来の担い手確保に強い決意で臨む**

技能労働者数の現状と見通し

日本建設業連合会『再生と進化に向けて～建設業の長期ビジョン』

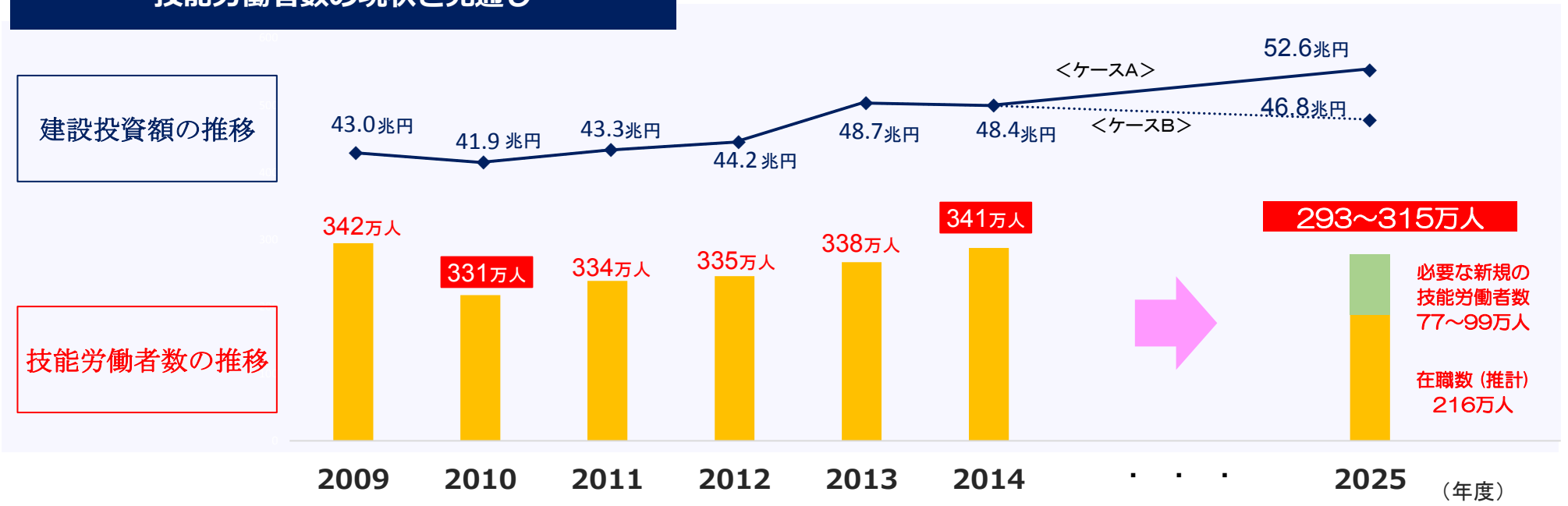

＜ケースＡ＞ アベノミクスが着実に発現する場合（経済成長率が名目３％以上等を想定）
＜ケースＢ＞ 経済成長が足許の潜在成長率並みの場合（経済成長率が名目１％台半ば等を想定）

※2014年までの技能労働者数は総務省『労働力調査』、建設投資額は国土交通省『建設投資見通し』より引用

公共事業労務費調査（企業別・労働者別）①

○ 公共事業労務費調査（平成27年10月調査）における社会保険加入状況調査結果をみると、
- 企業別の加入率は、**雇用保険では98%** ［対前年度比+*1.4%* ］ 、**健康保険では97%** ［対前年度比+*2.4%* ］ 、**厚生年金保険では96%** ［対前年度比+*2.5%* ］となっています。
- 労働者別の加入率は、**雇用保険では82%** ［対前年度比+*2.8%* ］ 、**健康保険では77%** ［対前年度比+*4.5%* ］ 、**厚生年金保険では74%** ［対前年度比+*5.0%* ］となっています。

企業別

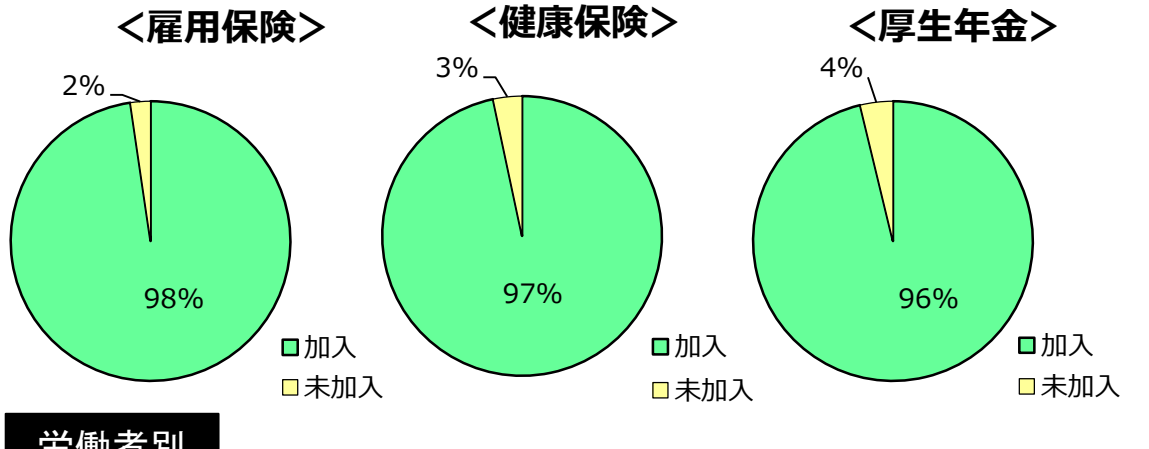

企業別・3保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	95%

労働者別

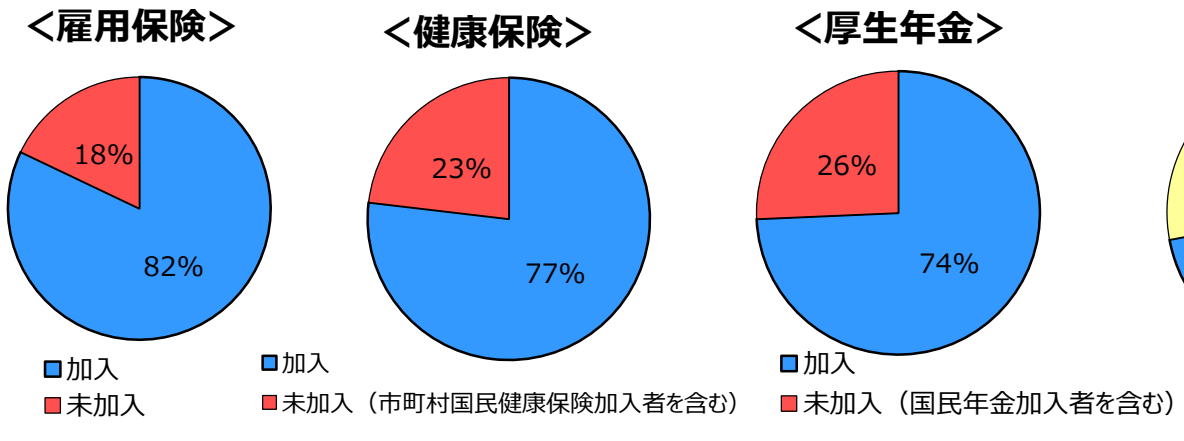

労働者別・3保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	75%	60%	58%	57%
H24.10	75%	61%	60%	58%
H25.10	76%	66%	64%	62%
H26.10	79%	72%	69%	67%
H27.10	82%	77%	74%	72%

公共事業労務費調査（企業別・労働者別）②

○　公共事業労務費調査（平成24年～平成27年10月調査）における3保険加入状況をみると、全体的に加入割合は上昇傾向にありますが、特に労働者別の加入割合について、他地方と比較して関東が、元請企業と比較して高次の下請企業が、加入割合の低い傾向にあります。

企業別

３保険加入割合（地方別）

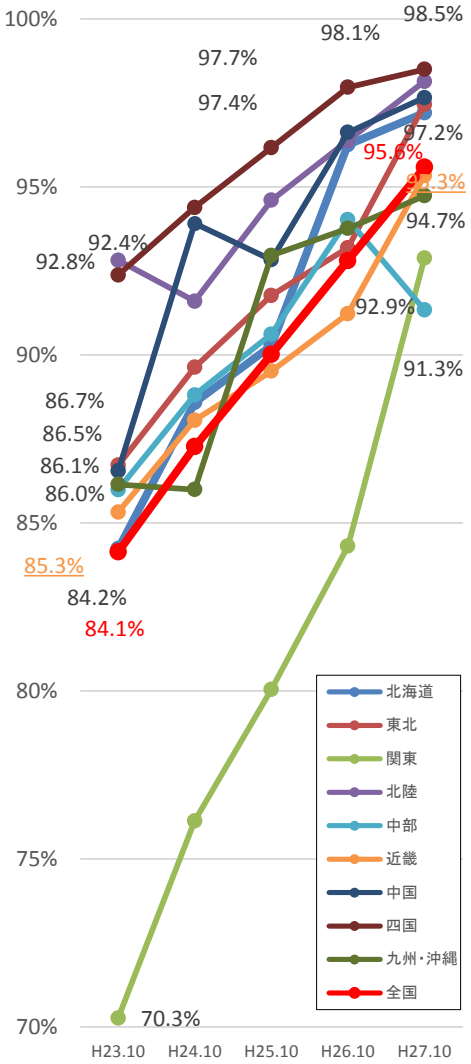

３保険加入割合（元請・下請次数別）

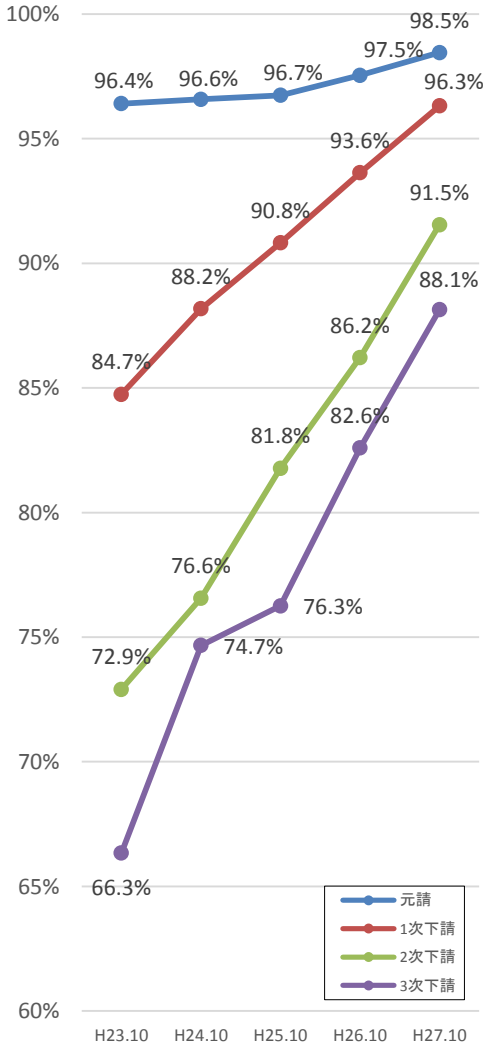

労働者別

３保険加入割合（地方別）

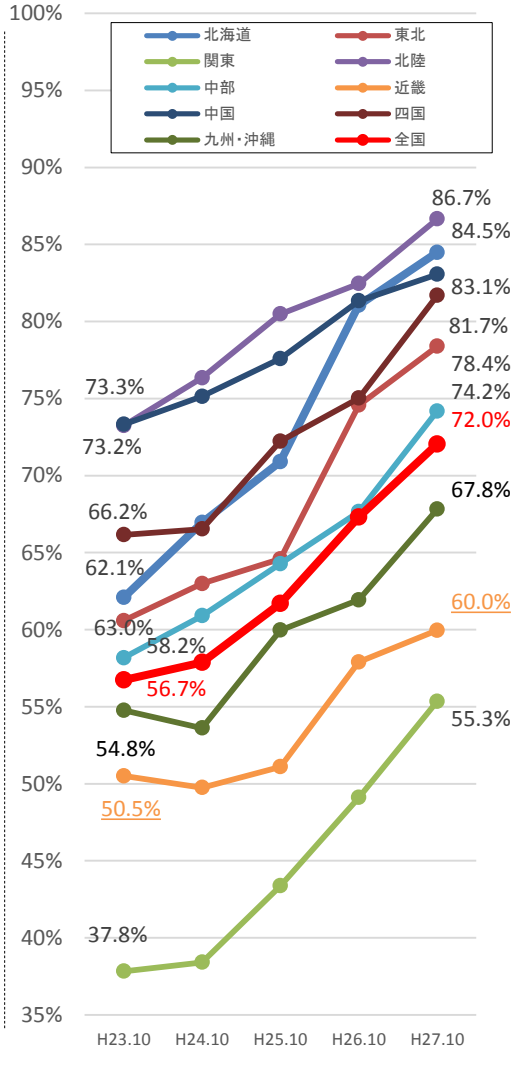

３保険加入割合（元請・下請次数別）

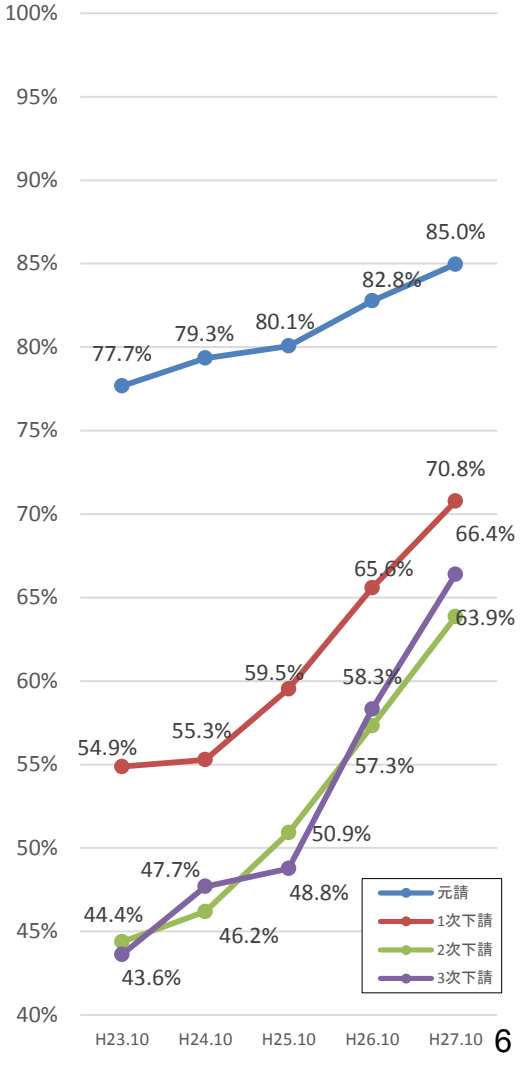

公共事業労務費調査（各都道府県別・企業別）

○公共事業労務費調査（平成27年10月調査）における社会保険加入状況調査結果について、企業単位での社会保険等（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）加入状況は以下のとおりとなっています。

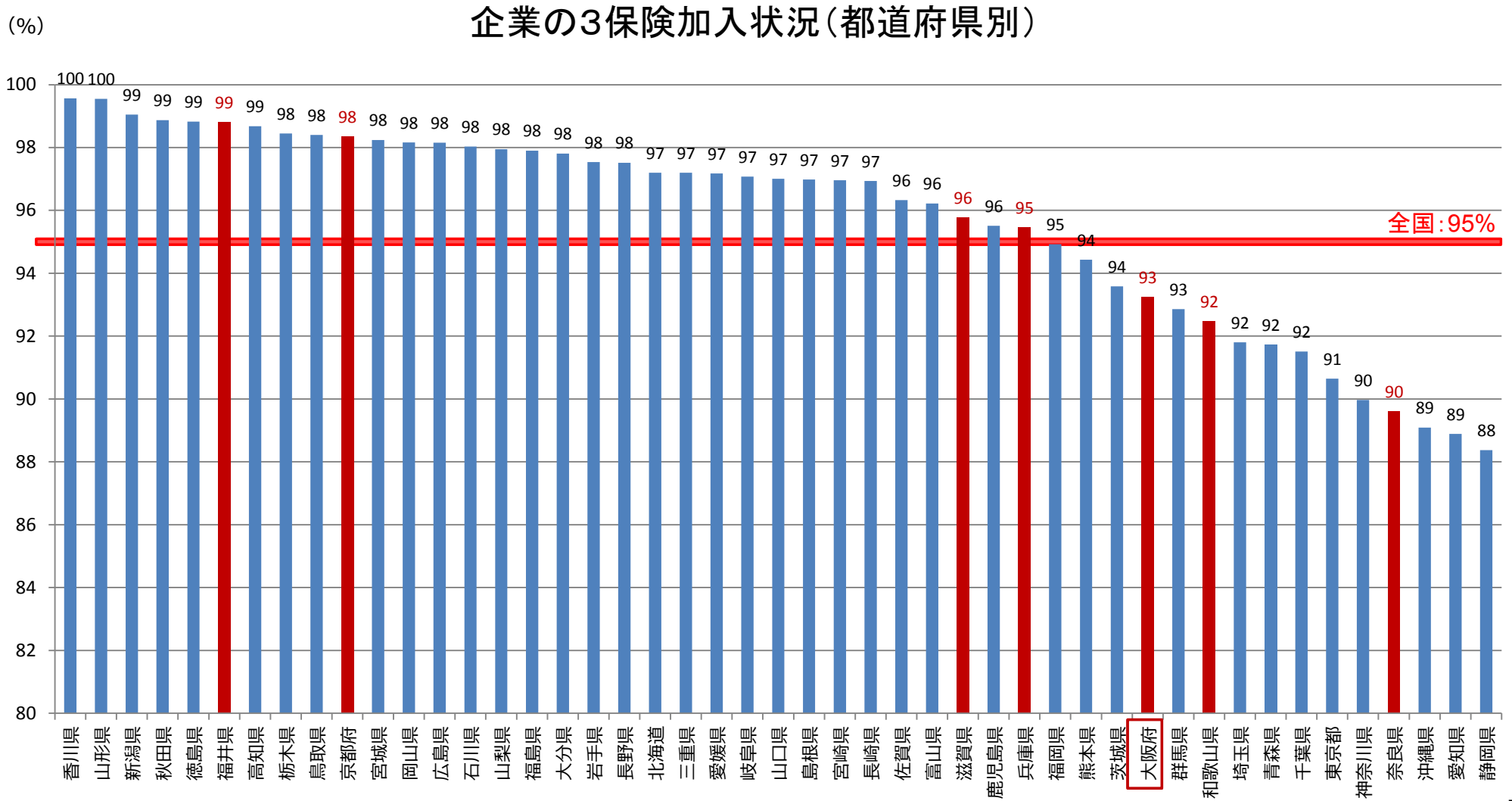

公共事業労務費調査（各都道府県別・労働者別）

○公共事業労務費調査（平成27年10月調査）における社会保険加入状況調査結果について、労働者単位での社会保険等（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）加入状況は以下のとおりとなっています。

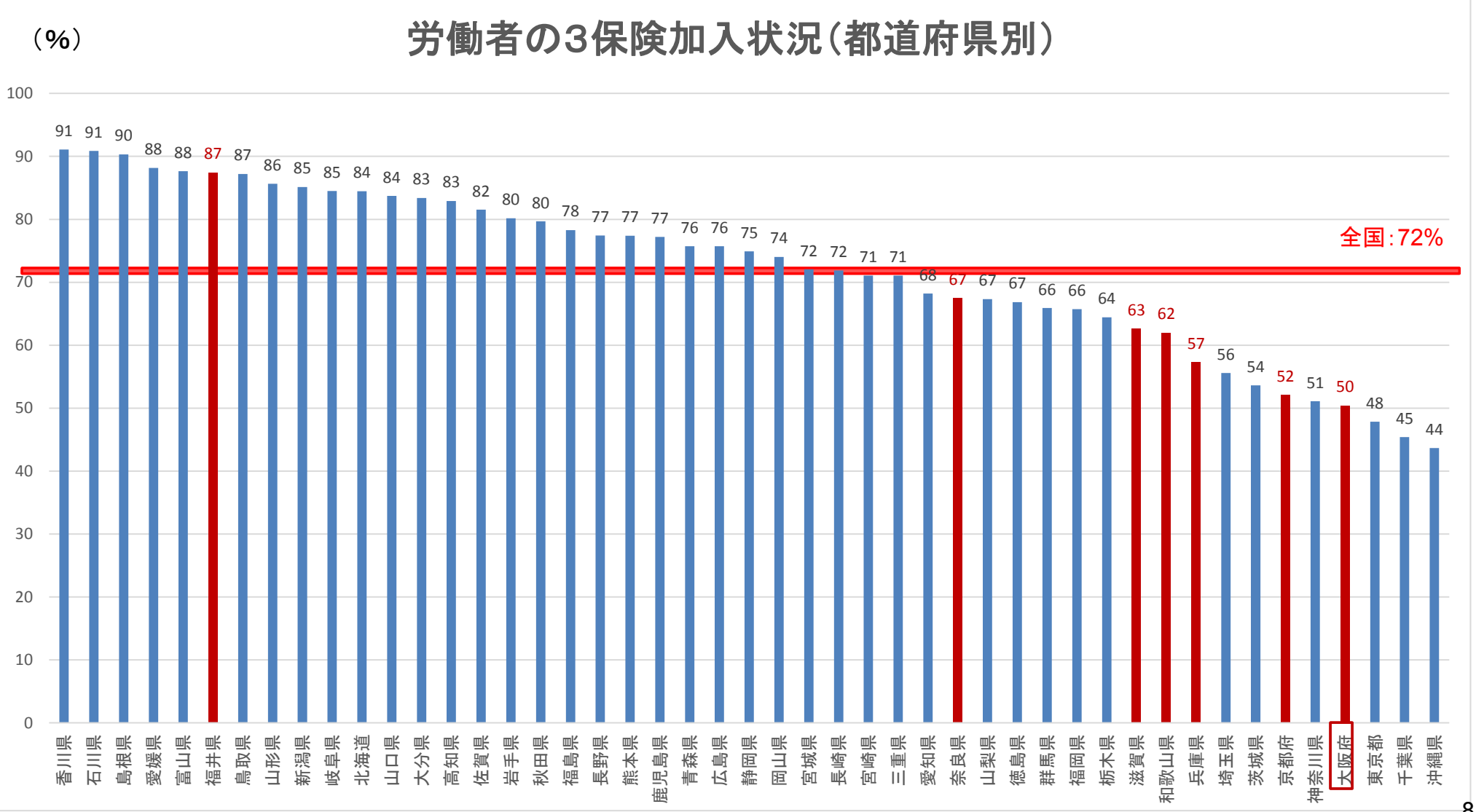

建設業における社会保険未加入対策の概要①

中央建設業審議会「建設産業における社会保険加入の徹底について（提言）」（平成24年3月）

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、
○**技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保**
○**法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築**　を実現する必要がある

これまでの主な取組

1．行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

○ 社会保険未加入対策推進協議会の設置　（H24.5～）
・建設業関係団体等８４団体、学識経験者、行政（国交省、厚労省）で構成
・実施後５年（H29年度）を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すことを目標として共有
・目標の達成に向け、それぞれの立場で社会保険未加入対策を推進することを申し合わせ

2．行政によるチェック・指導

○ 経営事項審査における減点幅の拡大　（H24.7～）
・雇用保険、健康保険、厚生年金保険に未加入の場合の減点幅を拡大

○ 許可更新時等の確認・指導　（H24.11～）
・許可更新・経審・立入検査時に保険加入状況を確認・指導
・立入検査時には元請企業の下請企業への指導状況も確認
・指導に従わず未加入の企業は保険担当部局に通報

建設業における社会保険未加入対策の概要②

３．公共工事における対策の実施

○ 国土交通省直轄工事における対策の実施　（H26.8～段階的に実施）
・元請企業及び一次下請企業を社会保険加入企業に限定
・二次以下の下請企業についても未加入企業の通報・加入指導を実施

○ 地方公共団体発注の工事における対策の実施
・未加入業者の排除を図ることを、入札契約適正化法に基づき要請（H28.6）

４．社会保険加入に係る建設企業の取組指針の制定・浸透

○ 下請指導ガイドライン（課長通知）の制定　（H24.11～）
・元請企業は、施工体制台帳・再下請通知書・作業員名簿等により下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導
・遅くとも平成２９年度以降は、
①未加入企業を下請企業に選定しない
②適切な保険に未加入の作業員は特段の理由が無い限り現場入場を認めない　取扱いとすべき

５．法定福利費の確保

○ 直轄工事の予定価格への反映　（H24.4～）
・事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映

○ 法定福利費を内訳明示した見積書の活用
・各専門工事業団体毎に法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成し、下請企業から元請企業へ提出を開始（H25.9～）
・建設業許可部局の立入検査による見積書の活用徹底（H28.6～）

建設業における社会保険未加入対策の概要③

６．相談体制の充実

○ 相談体制の充実

・各都道府県単位での相談窓口の設置や個別相談会の開催等、全国社会保険労務士会連合会との連携を強化（H28.7～）

今後の取組み

■ 社会保険の加入に向けた対策の強化　（H29.4 以降）

○保険加入について元請企業の下請企業に対する指導責任の強化の検討

○国土交通省直轄工事における未加入企業の排除

☞ **現行の未加入対策について、加入に際しての負担も考慮しつつ、２次以下の下請業者にも対象を拡大（※最終案を平成29年２月に公表し、４月から施行）**

○建設業者等企業情報検索システムにおける未加入業者の「見える化」

■ 周知、啓発の徹底

○小規模業者を対象とした研修会の開催、簡易版の「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」の作成等により、見積書に関する周知・啓発

○全国での説明会開催等を通じ、適切な保険加入等について周知の徹底

社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの概要①

○「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、**建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針とするべきもの**として策定

○同ガイドラインは、平成24年７月に通知し、同年11月１日に施行（平成28年７月28日最終改訂）

元請企業の役割と責任

社会保険については関係者を挙げて取り組むことが求められており、**元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる**必要

○下請企業について保険加入の確認・指導等

- 選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導する
- 再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認し、未加入の企業があれば指導する
- **遅くとも平成２９年度以降においては、社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いとすべき**

○現場に入場する作業員の保険加入の確認・指導等

- 新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導する
- **遅くとも平成２９年度以降においては、適切な保険への加入が確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき**

○法定福利費の適正な確保

- 見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があり、**法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重**すること
- 元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや他の費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結することは厳に慎むべき

社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの概要②

下請企業の役割と責任

従業員の社会保険加入義務を負っているのは雇用主であるため、**下請企業自らが積極的にその責任を果たす**ことが必要不可欠

○雇用する労働者の適切な社会保険への加入

- **労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別**した上で、**労働者である社員についての保険加入手続を適切に行う**
- 労務関係経費の削減を意図して、雇用者を個人事業主として請負契約を結ぶことは、偽装請負として労働関係法令に抵触するおそれ

○元請企業が行う指導等への協力

- 元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、**元請企業が行う指導に協力する**

○法定福利費の適正な確保

- 自ら負担しなければならない**法定福利費を適正に見積り、法定福利費を内訳明示した見積書を注文者に提出**するとともに、業務の一部を**再下請負させる場合は、再下請負人の法定福利費を適正に確保**する

施行期日等

平成２４年　７月　４日　通知
平成２４年１１月　１日　施行
平成２７年　４月　１日　一部改訂
平成２８年　７月２８日　一部改訂

今後、建設業における社会保険の加入状況や社会保険未加入対策の取組状況及び成果、本ガイドラインに基づく取組状況等を踏まえて必要があると認めるときは、速やかにガイドラインの見直しなど所要の措置を講ずる。

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の改訂等について（概要）

ガイドラインの取扱いについて

（「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等について」（平成28年7月28日付国土建第429号）より）

適切な保険への加入が確認できない作業員の扱いについて

○　「下請指導ガイドライン」では、「遅くとも平成２９年度以降においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきである」としている

○　特段の理由とは、工事の円滑な施工に著しい支障が生じる懸念がある場合を除き、以下のような場合に限定するべきである

①当該作業員が現場入場時点で６０歳以上であり、厚生年金保険に未加入の場合（雇用保険に未加入の場合はこれに該当しない）

②例えば伝統建築の修繕など、当該未加入の作業員が工事の施工に必要な特殊の技能を有しており、その入場を認めなければ工事の施工が困難となる場合

③当該作業員について社会保険への加入手続き中であるなど、今後確実に加入することが見込まれる場合

○　なお、仮に特段の理由により入場を認めた場合であっても、あくまで特例的な対応であり、引き続き加入指導は行うべきである
（※上記「特段の理由」により現場入場が認められる場合は、「下請指導ガイドライン」上の扱いに限ったものであり、当然ながら法令上の加入義務が無くなるものではない）

雇用と請負の明確化について

○　現場に入場する各作業員が就労形態に応じて入るべき保険を明確化するため、以下の方針を徹底することとする

・元請企業は、作業員名簿に記載された作業員が、雇用されている労働者か、企業と請負関係にある者か疑義がある場合は、作成した下請企業に確認を求めるなど、適切な保険に加入していることを確認すること

・下請企業は、労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分したうえで、労働者である社員については保険加入を適切に行うとともに、請負関係にある者については、再下請負通知書を適切に作成すること

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」について

所属する事業所		就労形態	労働保険	社会保険		「下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の範囲
事業所の形態	常用労働者の数		雇用保険	医療保険（いずれか加入）	年金保険	
法　人	1人～	常用労働者	雇用保険※3	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※1	厚生年金	3保険
法　人	―	役員等	―	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※1	厚生年金	健康保険及び厚生年金保険
個　人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険※3	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※1	厚生年金	3保険
個　人事業主	1人～4人	常用労働者	雇用保険※3	・国民健康保険 ・国民健康保険組合（建設国保等）	国民年金	雇用保険 （医療保険と年金保険については個人で加入）
個　人事業主	―	事業主、一人親方	―	・国民健康保険 ・国民健康保険組合（建設国保等）	国民年金	医療保険と年金保険については個人で加入 （但し、一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る）※2

※1　年金事務所健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。
※3　週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

※2　詳しくは、一人親方「社会保険加入にあたっての判断事例集」参照。

□：事業主に従業員を加入させる義務があるもの　□：個人で加入

一人親方の労働者性・事業者性の判断基準の周知徹底

■ 「一人親方」の労働者性に関する注意点

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン
　事業主が社会保険料の削減を意図して、これまで雇用関係にあった労働者を対象に個人事業主として請負契約を結ぶことは、たとえ請負契約の形式であっても実態が雇用労働者であれば、偽装請負として（中略）労働関係法令に抵触するおそれがある。

○ 労働者ではなく個人事業主である一人親方は、基本的に個人で国民年金や国民健康保険に加入するが、**形式が請負契約であっても実態が労働者であれば労働者として社会保険に加入する必要がある**
（※労働者によっては、入場する現場により、働き方が異なる場合もある）

○ 社会保険料の支払いを免れるために、雇用関係にあった労働者と請負契約を結ぶことは関係法令に抵触するおそれ　⇒　**詳しくは『みんなで進める一人親方の保険加入（社会保険加入にあたっての判断事例集）』を参照**

1 請負としての働き方に近い「一人親方」

たとえば、仕事を依頼されている会社から・・・
・仕事が早く終わった後、予定外の仕事を頼まれたとしても断る自由がある
・毎日の仕事量や進め方などは一任されており、自分の裁量で判断できる
・工事の出来高見合いで報酬が支払われる

事業主として、個人で社会保険（国民健康保険（組合）、国民年金）に加入すればよい可能性が高いです。

2 労働者としての働き方に近い「一人親方」

たとえば仕事を依頼されている会社から・・・
・仕事が早く終わった後、予定外の仕事を頼まれたとしても断る自由がない
・毎日、細かな指示、具体的な指示を受けて働く
・一日当たりの単価など働いた時間により報酬が支払われる

（一人親方）仕事を依頼されている会社の社会保険に加入すべき場合があります！
（企　　業）自社の従業員として、社会保険に加入させなければならない場合があります。

よくある質問【「下請指導ガイドライン」編①】

Q．対象となる社会保険とは？

A． 建設業における社会保険未加入対策で対象となっているのは、労働者を雇用する企業ごとに加入する健康保険、年金保険及び雇用保険です。他に加入が義務づけられている保険制度として労災保険がありますが、建設業の場合、原則として元請が一括して加入することになります。

Q．測量・設計業や警備業なども対象になるのか？

A． 建設業において取り組んでいる社会保険未加入対策は、建設業法を所管する国土交通省の立場に基づいて「建設業を営む者」を対象に行っているため、警備業等については「下請指導ガイドライン」の対象外です。 ただし、当然ながら警備業等他の業種についても、法令に基づき適切な保険に加入することは必要です。

Q．現場にいる事務員なども対象になるのか？

A． 「下請指導ガイドライン」で対象としているのは現場の建設労働者であり、事務員、清掃員、場内整備員、残土運搬運転手等、それ以外の労働者の保険加入状況まで把握しようとするものではありません。

Q．未加入の下請企業や建設作業員はすべて現場から排除されるのか？

A． 「下請指導ガイドライン」では、「適用除外でないにもかかわらず未加入」である下請企業については選定しないこと、「適切な保険に加入していることを確認できない」作業員については現場入場を認めないこととすべきとしています。

法令上、社会保険への加入が義務づけられている企業や作業員についてはこの対象になりますが、適用対象外となるような企業、作業員についてはこの対象となりません。

よくある質問【「社会保険の適用関係」編②】

Q．国民健康保険や国民年金の加入者は保険未加入という扱いになるのか？

A． 社会保険未加入対策の取組は、現行制度で求められている適切な保険への加入を確保しようとするものであり、法令に沿って適正に国民健康保険や国民年金に加入している方については、改めて保険に入り直す必要はありません。

一方、国民健康保険や国民年金保険に加入している方でも、健康保険や厚生年金保険への加入義務のある方については、適正な保険に加入する必要があります。

Q．従業員４人以下の事業所であれば社会保険に加入しなくていいのか？

A． 従業員４人以下の個人事業所は、健康保険及び厚生年金保険の適用対象外となります。一方で、一人でも労働者を雇用していれば、雇用保険には加入する必要があります。

また、法人については従業員の数にかかわらず、健康保険及び厚生年金保険には加入する必要があります。

Q．一人親方も社会保険に加入しなければならないのか？

A． 一般的に一人親方は個人事業主として請負で仕事をしていますので、労働者にあたらず、社会保険の加入対象にはなりません。ただし、「労働者」なのか「請負人」なのかについては、労働の実態に応じて判断される必要があります。

国土交通省では、労働者か請負人かを判断するためのチェックシートを掲載したリーフレットを作成しています。

なお、一人親方については、個人で国民年金と国民健康保険に加入することになります。

厚生年金保険加入に関するメリットについて

①　厚生年金受給に係る最低限必要な資格期間の短縮について

○**厚生年金を受給するために最低限必要な資格期間**（保険料納付済期間と保険料免除期間等との合算期間）は**これまで25年間とされてきましたが、これを10年間に短縮**する法律（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律）が平成24年の国会で成立しています。

　これまで加入期間が不足して年金をもらうことが難しかった多くの方が、受給資格を得ることができるようになります。

⇒ **老齢基礎年金等の受給資格期間を25年から10年に短縮する改正の施行期日：平成29年8月1日**

※　資格期間は厚生年金と国民年金のそれぞれの**納付期間を合算**して考えます。過去に国民年金を納付した期間と厚生年金の納付期間とを合算して最低限必要な資格期間を満たしていれば年金の受給権が得られます。

例）過去７年間国民年金の納付期間あり　→　あと３年間厚生年金納付すれば年金の受給権を得られる

② 障がい年金や遺族年金の受給資格について

○ 厚生年金に加入中、本人が病気やケガにより障害を負ったり、万一亡くなった場合、病気やケガにより初めて診療を受けた日や死亡した日が６５歳未満であり、前々月までに、直近　１年間に保険料の未納がないなど一定の条件を満たせば、**その障害の程度に応じて障害年金が支給され、**また、遺族の方が**遺族年金を受けとること が出来ます。**

③ 扶養配偶者の国民年金保険料について

○厚生年金に加入している被保険者（６５歳未満）に扶養されている配偶者は、国民年金の第三号被保険者となり、配偶者本人の**国民年金保険料の負担はありません。**

「法定福利費を内訳明示した見積書（標準見積書）」について

法定福利費とは：法令に基づき企業が義務的に負担しなければならない社会保険料
※健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料（労災保険は元請一括加入）

⇒ 労働者を直接雇用する専門工事業者は、労働者を適切な保険に加入させるために必要な法定福利費を確保する必要

法定福利費を内訳明示した見積書　下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書について法定福利費を内訳として明示したもの

「法定福利費を内訳明示した見積書」作成手順

〔基本的な法定福利費算出方法〕

＝ 労務費総額 × 法定保険料率

〔その他の法定福利費算出方法〕

＝ 工事費 × 工事費あたりの平均的な法定福利費の割合

＝ 工事数量 × 数量あたりの平均的な法定福利費の割合

（見積書の活用イメージ）

元請企業

法定福利費の内訳明示を見積条件に記載

標準見積書の活用
法定福利費内訳明示

法定福利費を請負金額に反映

下請企業

必要な保険への加入

技能労働者

標準見積書：社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成（国土交通省HPにも掲載）
下請企業から元請企業への提出を平成25年9月末から一斉に開始
（第3回社会保険未加入対策推進協議会（H25.9.26）において申し合わせ）

御見積書（例）

◇◇◇株式会社　殿

住所　××
○○　株式会社

見積金額	L	（消費税込）

（内訳）

項目		数量	歩掛	単価	金額
○○○工事	材料費				A
	労務費				B
	経費（法定福利費を除く）				C
	小計				D=A+B+C

法定福利費

法定福利費事業主負担額	対象金額	料率	金額
雇用保険料	B	1.050% p	E･･･B×p
健康保険料（※1）	B	4.985% q	F･･･B×q
介護保険料（※2）	B	0.450% r	G･･･B×r
厚生年金保険料（児童手当拠出金含む）	B	8.887% s	H･･･B×s
合計	B	15.372% t	I･･･B×t

※1　協会けんぽ東京支部　加入の場合

※2　介護保険加入割合を52．4%（協会けんぽ H24事業年報より）と仮定

I

小計	J=D+I
消費税等	K=J×5%
合計	L=J+K

よくある質問【「法定福利費を内訳明示した見積書」編①】

Q．「内訳明示」する法定福利費の範囲は？

A． 原則として、健康保険料（介護保険料含む）、厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）、雇用保険料のうち、現場労働者（技能労働者）の事業主（会社）負担分が対象になります。

Q．保険料率はどのように調べるのか？

A．それぞれの保険に応じて、適用する保険料率を調べて下さい。

- 健康保険料 → 協会けんぽのウェブサイト等
  （個別に健康保険に加入している場合は、組合に問い合わせ）
- 厚生年金保険料 → 日本年金機構のウェブサイト
- 雇用保険料 → 厚生労働省のウェブサイト

Q．介護保険料はどのように計算するのか？

A． 介護保険の対象者は、基本的に40歳から64歳までの方になります。実際の現場労働者に占める40歳以上の割合を把握するのは困難な場合、協会けんぽウェブサイト掲載の割合（被保険者全体に占める40～64歳の者の割合）を用いる方法が考えられます。

Q．法定福利費も消費税の対象となるのか？

A． 法定福利費分も消費税の対象となります。

よくある質問【「法定福利費を内訳明示した見積書」編②】

Q．下請企業に工事を発注する場合は、下請企業の法定福利費も含めて見積書を作成するのか？

A．　下請企業に工事を発注する予定がある場合には、下請企業の法定福利費を含めて見積書を作成して下さい。
　ただし、見積書を作成する段階では下請企業に工事を発注するか決まっていない場合は、自社ですべて施工した場合にかかる法定福利費を計算し、外注した分は下請に支払うこととなります。

Q．健康保険、厚生年金保険が適用されない労働者の法定福利費の扱いは？

A．　常用労働者が５人未満の個人事業所は、健康保険や厚生年金保険の適用対象外となり、法定福利費は発生しないため、内訳明示する法定福利費から除外する必要があります。
　ただし、見積段階で適用対象外となる作業員を把握することが難しい場合は、全ての作業員の加入を前提とした法定福利費を明示して下さい。

Q．見積書の作成方法を知りたい場合には何をみればいいのか？

A．　各専門工事業団体では、業種毎に法定福利費を内訳明示するための「標準見積書」を作成していますので、これを活用し、法定福利費を内訳明示した見積書を作成して下さい。
　また、国土交通省では、各下請企業が自ら負担しなければならない法定福利費を見積もる方法を解説した「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」を作成し、ホームページに公表しています。

見える化　～社会保険加入状況の表示イメージ～

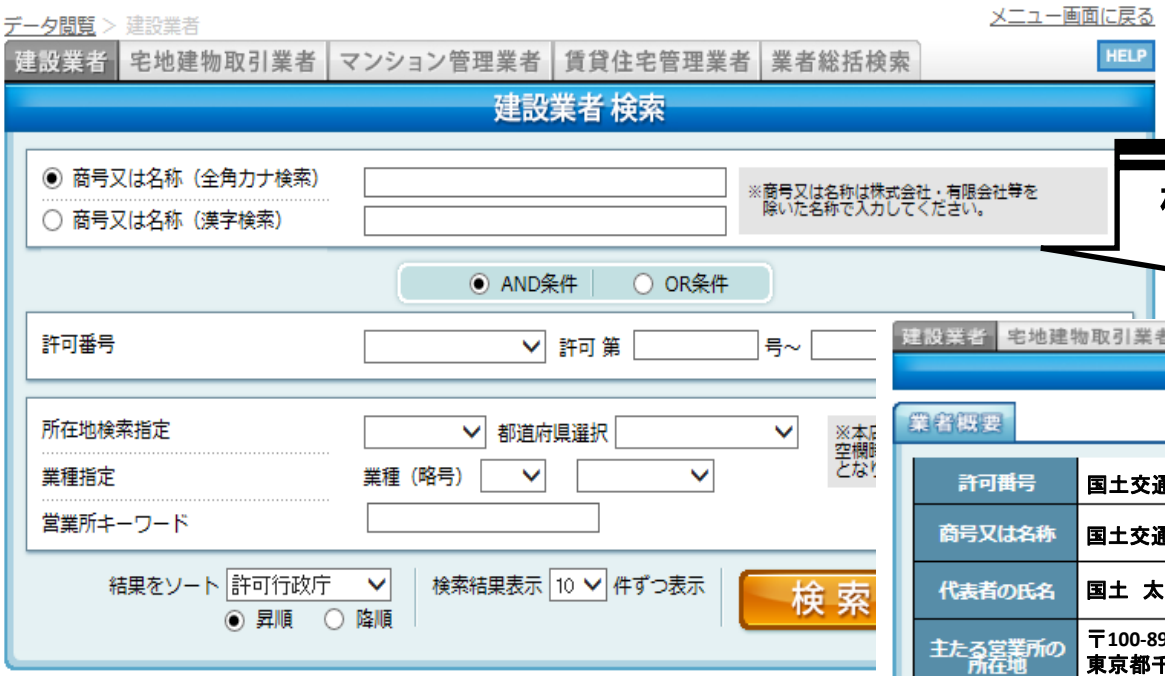

検索条件を入力してクリック

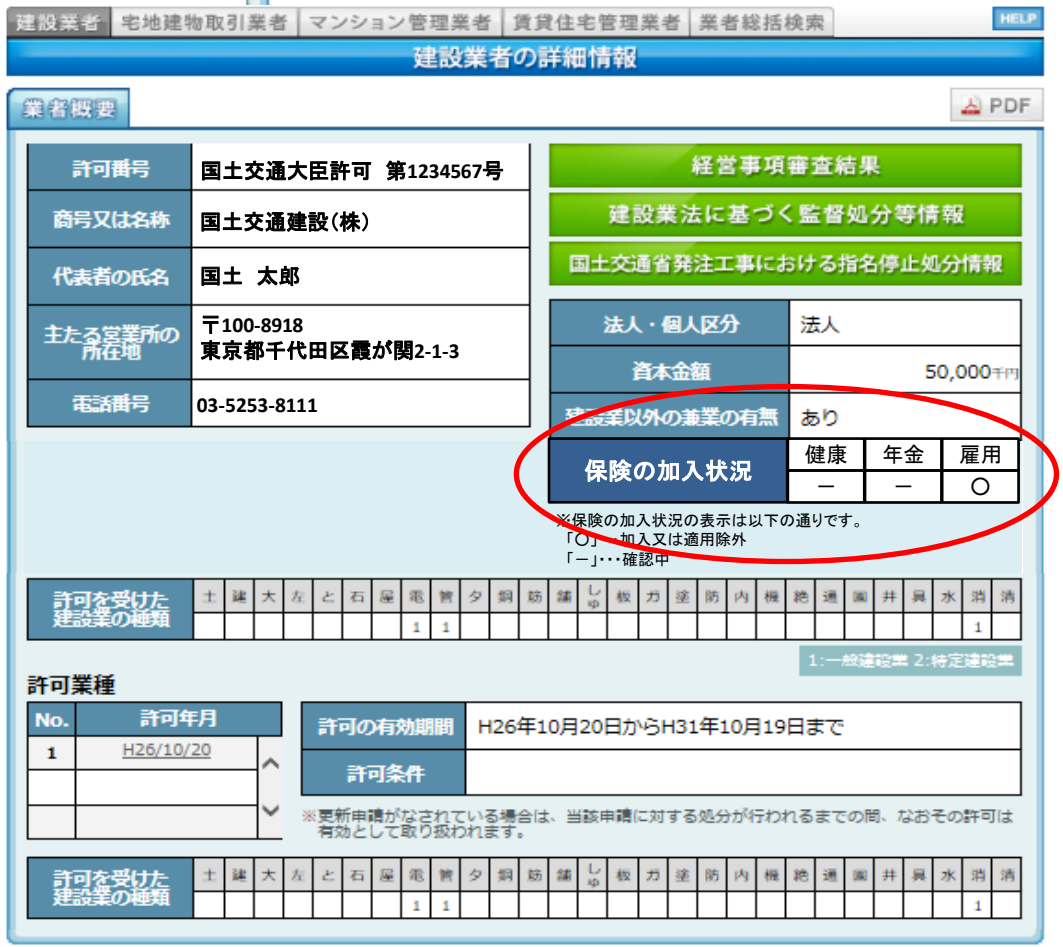

建設業者等企業情報検索システムにおける未加入業者の「見える化」

http://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/kensetuInit.do

全国社会保険労務士会連合会との連携強化

1 建設企業向け無料相談窓口の設置

47都道府県社会保険労務士会が窓口となり、建設企業の皆様から社会保険加入等に関する相談を受け付け、社会保険労務士が電話相談に応じます。

【ご利用方法】
①所在地の都道府県社会保険労務士会にご連絡下さい。
②都道府県社会保険労務士会が選任した社会保険労務士から折り返しのご連絡の中で、ご相談に対応いたします。（※原則、コールバックで対応。訪問対応に係る費用については、個別にご相談下さい。）

2 安全大会等における講演、個別相談会の実施

建設事業者等で開催している安全大会、安全衛生大会、総会等において、都道府県社会保険労務士会が選任する社会保険労務士が、社会保険加入等に関する講演及び個別相談会に対応します。

【ご利用方法】
①所在地の都道府県社会保険労務士会にご連絡下さい。
②依頼内容に応じ、都道府県社会保険労務士会にて社会保険労務士を選任・派遣します。
③社会保険労務士が、１）社会保険未加入対策等に関する講演、２）大会等プログラム中又は終了後等に社会保険の加入等に関する個別相談会の実施、に対応します。
（※費用については個別にご相談下さい。）

☞ **大阪府社会保険労務士会（電話：06－4800－8188）**

〈建設業に従事している皆様へ〉

社会保険労務士による 個別相談会開催のご案内

無　料

社会保険制度、保険料の算出方法、保険の加入手続きなどに関する皆様の疑問に、直接、社会保険労務士がお答えいたします。

●日　時
平成２９年２月２３日（木）10:00 ～ 16:00

●会　場
ＯＭＭビル　１階会議室（グラン101・102）

●申込み
事前申込み制とし、定員になり次第締め切ります。
詳細は、近畿地方整備局ＨＰをご確認ください。

●主　催
国土交通省近畿地方整備局

社会保険未加入対策に関するＱ＆Ａ（よくある質問）の作成

平成２７年４月に、「社会保険未加入対策に関するＱ＆Ａ（よくある質問）」を作成し、国交省のホームページにて公表（随時更新）。
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

国交省HP　トップページ

土地・建設産業ページ

社会保険未加入対策ページ

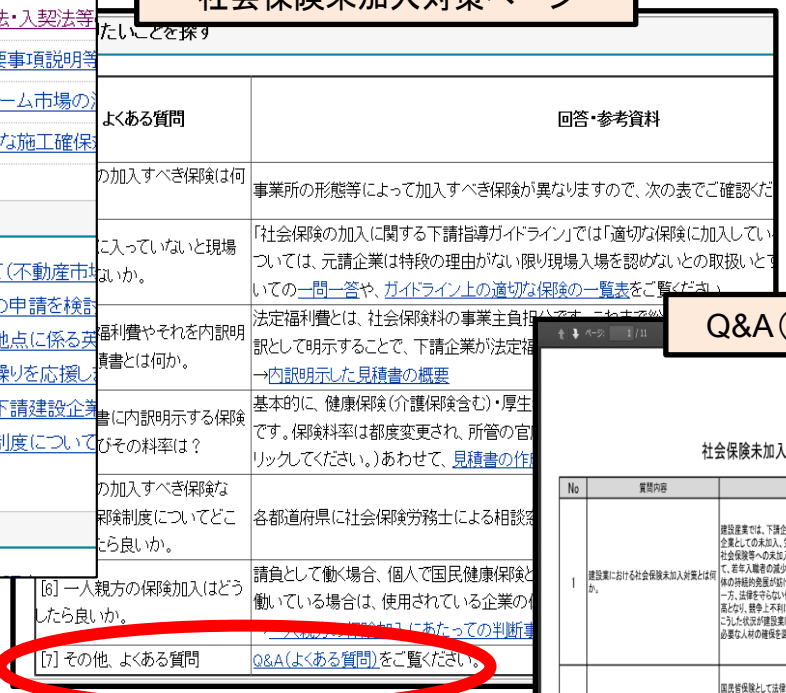

・『社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン』本文
・『みんなで進める一人親方の保険加入』
などの資料についても、このページに掲載しています。
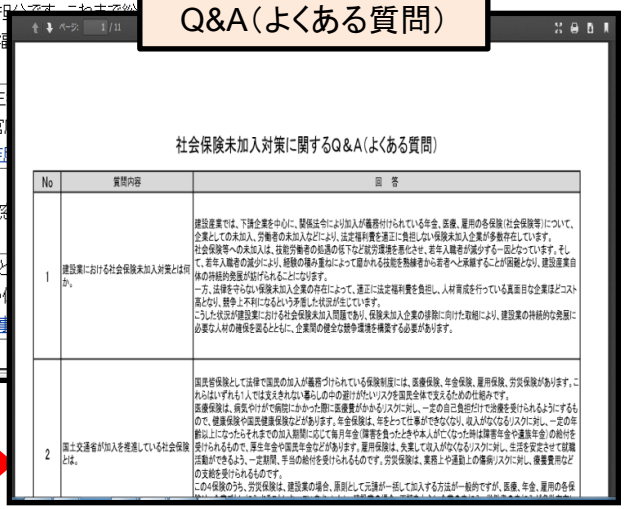
Q&A（よくある質問）